「できるだし」パッケージデザイン等使用管理要綱

第１　趣旨

　　この要綱は、青森県に帰属する商標「できる」の商標権及び「できるだし」ロゴタイプ等の著作権に基づき、その適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

第２　商標の適用範囲

　　商標を適用する指定商品の区分は、別表のとおりとする。

第３　使用の対象

　１　商標及びパッケージデザイン（以下「パッケージデザイン等」という。）をだし商品

　　に使用できる者は、青森県だし活協議会（以下「協議会」という。）会員とする。ただし、協議会未入会者は、パッケージデザイン等を使用しただし商品の販売前までに、協議会の会員にならなければならない。

　２　パッケージデザイン等を使用できるだし商品は、青森県内で生産（採取、漁獲を含む。）

　　された農林水産物の合計重量が、原材料のうちで最も高い割合を占めるものであり、か

　　つ、次に掲げるものに該当する商品とする。

　（１）だし素材そのもの

　（２）だし素材を削る、粉砕する、パック詰めする、抽出するなどの加工をした、だしと

　　　して使用される商品

第４　商品の基本コンセプト

１　スタンダード「できるだし」シリーズは、健康づくりに向けて、県産だしを活用しておいしく減塩する「だし活」を手軽にサポートすることを目的に、「日常使い」をコンセプトとする。

２　大切な人に贈りたい「できるだし」シリーズは、「だし活」と県産だしのおいしさを、贈り物として届けることを目的に、「贈答向け、自分へのご褒美、ハイグレード」をコンセプトとする。

３　１と２は、商品の中身、原材料、規格、商品ごとの名称、パッケージデザイン等について、それぞれの商品コンセプトに合わせて、相互に差別化を図るものとする。

第５　パッケージデザインの表示

１　スタンダード「できるだし」シリーズのパッケージデザインは、「スタンダード『できるだし』パッケージデザインマニュアル」に従う。

２　大切な人に贈りたい「できるだし」シリーズのパッケージデザインは、「大切な人に贈りたい『できるだし』パッケージデザインマニュアル」に従い、かつ、次に掲げる内容を表示するものとする。

（１）パッケージの表面または裏面に、県産だし素材の魅力を伝える内容を掲載する。

（２）「だし活」の実践につなげるため、パッケージに当該商品のレシピを掲載する。このとき、レシピには食塩相当量を記載するものとする。ただし、パッケージへのレシピ掲載が不可能な場合のみ、当該商品のレシピを掲載したホームページアドレスをパッケージに掲載する。または、当該商品のレシピを掲載したレシピカード等を作成する。

第６　使用許諾の申請

　１　食品表示法（平成２５年法律第７０号）に基づく食品表示基準に定める表示内容に責任を有する者であって、パッケージデザイン等をだし商品に使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「できるだし」パッケージデザイン等使用申請書（様式１）（以下「申請書」という。）を協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

　２　会長は、前項の申請を受けたときは、申請書を青森県総合販売戦略課長（以下「県課長」という。）に提出し、許諾を受けなければならない。

第７　使用許諾の手続き

　１　県課長は、第５により申請があったときは、その内容を審査し、使用の許諾を決定したときは、「できるだし」パッケージデザイン等使用許諾書（様式２）（以下「使用許諾書」という。）により、使用を許諾しないときはその理由を明記した書面をもって会長に通知するものとする。

　２　会長は、前項の通知を受けたときは、使用許諾書等の写しにより申請者に通知するものとする。

　３　県課長は、第１項の審査に当たり、申請内容について、必要に応じて申請者に対し確認することができる。

　４　県課長は、第１項の規定により使用を許諾する場合において、条件を付すことができる。

第８　使用料

　　パッケージデザイン等の使用料は無料とする。

第９　使用上の遵守事項

　　だし商品のパッケージデザイン等の使用許諾を受けた者（以下「「できるだし」商品表示責任者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）使用許諾を受けた商品以外に使用しないこと。

　（２）使用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。

　（３）消費者から問い合わせがあった場合等に備え、申請書に掲げる内容を証明する書類

　　　等を常備すること。

（４）宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用しないこと。

　（５）その他、各種の法令を遵守すること。

第10　事故、苦情等の処理

　　パッケージデザイン等の使用に関する事故又は苦情については、パッケージデザイン

　等を使用する者が誠意をもってその責任の下に必要な措置を講じなければならない。

第11　適正使用の確保

　１　県課長は、だし商品のパッケージデザイン等の使用状況等について、次の各号のいずれかに該当する場合は、必要に応じて「できるだし」商品表示責任者に対し報告を求め、又は確認を行うことができる。

　（１）要綱の規定に違反している疑いがあるとき

　（２）偽りその他不正の手段により使用許諾を受けた疑いがあるとき

　（３）その他、必要と認めたとき

　２　前項の確認等は、次の各号のいずれかの方法により行う。なお、必要に応じて専門家

　　等を同行することができる。

　（１）現物又は疑義がある事項に関する書類の確認

　（２）現場の確認

　（３）その他、必要と認められる方法

　３　県課長は、だし商品のパッケージデザイン等を適正に使用していないと認められる場合には、「できるだし」商品表示責任者に対し改善を指導するものとする。また、改善が認められるまでの間、「できるだし」商品表示責任者は、だし商品のパッケージデザイン等の使用を一時停止しなければならない。

第12　内容の変更

　１　「できるだし」商品表示責任者は、申請書の内容について、原材料中の県産の品目または県産の重量割合、商品ごとの名称に変更があるときは、「できるだし」パッケージデザイン等使用変更届（様式３）を会長に提出しなければならない。

　２　前項の届出があったときは、第５の第２項の規定を準用する。

第13　使用の廃止

　１　「できるだし」商品表示責任者は、だし商品のパッケージデザイン等の使用を廃止するときは、「できるだし」パッケージデザイン等使用廃止届（様式４）を会長に提出しなければならない。

　２　「できるだし」商品表示責任者は、協議会を退会するときは、だし商品のパッケージデザイン等の使用を廃止しなければならない。

３　「できるだし」商品表示責任者は、不適正使用があった場合は、だし商品のパッケージデザイン等の使用を廃止しなければならない。

４　協議会が解散するときは、だし商品のパッケージデザイン等の使用を廃止しなければならない。

第14　使用許諾の取り消し

　１　県課長は、「できるだし」商品表示責任者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の許諾を取り消すことができる。

　（１）この要綱の規定に違反したとき

　（２）偽りその他不正の手段により使用許諾を受けたとき

　（３）第１１の第３項の改善指導に従わないとき

（４）前３号に掲げるもののほか、パッケージデザイン等の使用を不適当と認めたとき

　２　県課長は、前項の規定により許諾を取り消したときは、「できるだし」商品表示責任者及び会長に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。

　３　第１項の規定により許諾を取り消された者は、許諾取り消しの通知があった日以後、だし商品のパッケージデザイン等を使用してはならない。また、既存品を回収・廃棄するとともに、廃棄完了後、県課長に報告しなければならない。

　４　県課長は、「できるだし」商品表示責任者に次の事由が生じた場合には、相手方になんら事前の通知を要せず、直ちに使用許諾を取り消すことができる。

（１）手形又は小切手が不渡となったとき

（２）差押、仮差押、仮処分又は競売の申立があったとき

（３）破産、会社整理、会社更生、若しくは民事再生の手続開始の申立を自ら行ったとき、又は申立てられたとき

（４）解散又は会社の財産の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡（営業譲渡又は会社分割）したとき

第15　使用の非独占性等

　　この要綱による使用許諾は、「できるだし」商品表示責任者が自己の商標や意匠とするなど、独占してパッケージデザイン等を使用する権利を付与するものではない。また、「できるだし」商品表示責任者又は使用対象物等について、青森県が推奨を行うものではない。

第16　賠償責任等

１　青森県及び協議会は、だし商品のパッケージデザイン等の使用の一時停止並びに使用の廃止並びに使用許諾及び使用許諾の取り消しを行ったことに起因し、「できるだし」商品表示責任者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。

２　青森県及び協議会は、パッケージデザイン等の使用に起因し、パッケージデザイン等を使用する者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。

３　パッケージデザイン等を使用する者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、青森県及び協議会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

４　パッケージデザイン等を使用する者は、パッケージデザイン等の使用に際して故意又は過失により青森県及び協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第17　委任

　　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、青森県が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年３月１３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１０月２３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年　５月　２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年　３月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年　３月２３日から施行する。

別表（第２関係）

商標「できる」の指定商品

第２９類　動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物

食肉、食用魚介類（生きているものを除く。）、冷凍野菜、削り節、食用魚粉、肉製品、加工水産物、加工野菜及び加工果実、油揚げ、凍り豆腐、こんにゃく、豆乳、豆腐、納豆、カレー、シチュー又はスープのもと、お茶漬けのり、ふりかけ

第３０類　加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料

茶、菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、野菜・ホタテを原材料とする濃縮液体だし調味料、粉状又は顆粒状のだしの素、その他だしの素、調味料、穀物の加工品、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ、パスタソース、食用粉類

（様式１）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

「できるだし」パッケージデザイン等使用（新規・更新）申請書

青森県だし活協議会会長　殿

　　　　　　　　　　　　 法人名（法人の場合）

　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　住所・所在地

　　 　　　　　　　　　　　 担当者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX

メールアドレス

「できるだし」パッケージデザイン等使用管理要綱第５の規定により、下記のとおり使用を申請します。なお、パッケージデザイン等の使用に当たっては、同要綱の規定を遵守することを誓約します。

１～３は、該当するものを○で囲んで下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　使用目的 | 小売用だし商品 　　・　　　業務用だし商品 | |
| ２　使用区分 | １．スタンダード「できるだし」パッケージデザイン  　　２．大切な人に贈りたい「できるだし」パッケージデザイン  　　３．商標「できる」（「できるだし」ロゴタイプ）（※業務用のみ） | |
| ３　商品ごとの名称 |  | |
| ４　内容量 |  | |
| ５　商品の形状 | 粉末 ・ パック ・ 乾燥 ・ 液状 ・ その他（　　　　　　　　　　　　　） | |
| ６　商品原材料の品目名及びそ  の重量割合  （食品添加物以外の原材料は、  品目名の次に括弧を付して、  産地（県内又は県外）を  明記すること。また、重量  割合の合計が100％となるよ  う記載すること。なお、欄が  不足する場合は別紙に記載可） | 品目名 | 重量割合（％） |
| （　　　　） |  |
|
| （　　　　） |  |
| （　　　　） |  |
| （　　　　） |  |
| （　　　　） |  |
| （　　　　） |  |
| （　　　　） |  |
| （　　　　） |  |
| （　　　　） |  |
| （　　　　） |  |
| 計 | ％ |
| ７　情報提供の可否 | 可　・　否　※流通事業者等からの問合せに対する申請書記載内容についての情報提供 | |
| ８　販売開始予定 | 平成　　　　年　　　　月 | |

【別添の添付書類を添付すること】

平成　　年　　月　　日

青森県農林水産部総合販売戦略課長　殿

青森県だし活協議会会長　印

上記について、許諾くださるようお願いします。

【別添　添付書類】

　・小売用のスタンダード「できるだし」商品、または、大切な人に贈りたい「できるだし」商品は、「県産品ＰＲ用キャッチフレーズ・シンボルマーク・イメージキャラクター使用（新規・更新）届出書」

・原材料について、青森県内で生産（採取、漁獲を含む）された農林水産物であることを証明する書類等の写し

（例：仕入台帳（伝票）、納品書、製造台帳などのうち、当該使用届出に関係するもの）

・現物又はイメージ図（写真可。ラベル等の表示（表面・裏面）が明確に分かるもの。）

・大切な人に贈りたい「できるだし」商品は、次の①及び②が確認できる資料

（商品ラベル写し、レシピの写し等）

①パッケージの表面または裏面に掲載した、県産だし素材の魅力を伝える内容

②パッケージまたはホームページまたはレシピカードに掲載した、当該商品のレシピ

（レシピの食塩相当量を記載）

・既存「できるだし」を基に差別化を図って、スタンダード「できるだし」商品、または、大切な人に贈りたい「できるだし」商品を開発した場合には、その差別化の内容を記載した書類（様式任意）

（様式２）

「できるだし」パッケージデザイン等使用（新規・更新）許諾書

青森県だし活協議会会長　殿

許諾番号

|  |  |
| --- | --- |
| 「できるだし」商品  表示責任者の氏名  （法人名・個人の場合は氏名） |  |
| 使用目的 |  |
| 使用区分 |  |
| 商品ごとの名称 |  |
| 内容量 |  |
| 遵守事項 | （１）使用許諾を受けた商品以外に使用しないこと。  （２）使用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。  （３）消費者から問い合わせがあった場合等に備え、申請書に掲げる内容を証明する書類等を常備すること。  （４）宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用しないこと。  （５）その他、各種の法令を遵守すること。 |

　上記のとおりパッケージデザイン等の使用を許諾します。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　青森県農林水産部総合販売戦略課長

（様式３）

平成　　年　　月　　日

「できるだし」パッケージデザイン等使用変更届

　青森県だし活協議会会長　殿

　下記のとおり変更したいので、届出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許諾番号 |  |
| 変更内容 |  |
| 変更（予定）年月日 |  |

【「できるだし」商品表示責任者】 　 法人名（法人の場合）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所・所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名

電話　　　　　　　　　　　　　　　　 FAX

　　　メールアドレス

【添付書類】

・原材料に変更がある場合は、青森県内で生産（採取、漁獲を含む）された農林水産物であることを証明する書類等の写し（例：仕入台帳（伝票）、納品書、製造台帳などのうち、当該使用届出に関係するもの）

・現物又はイメージ図（写真可。ラベル等の表示（表面・裏面）が明確に分かるもの。）

平成　　年　　月　　日

青森県農林水産部総合販売戦略課長　殿

青森県だし活協議会会長　印

上記の者から変更届が提出されたので、通知します。

（様式４）

平成　　年　　月　　日

「できるだし」パッケージデザイン等使用廃止届

　青森県だし活協議会会長　殿

　下記のとおり商標等の使用を廃止したので、届出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 許諾番号 |  |
| 使用廃止時期及びその理由 | 平成　　　　年　　　　月    　理由 |

記

【「できるだし」商品表示責任者】 　 法人名（法人の場合）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所・所在地

担当者氏名

電話　　　　　　　　　　　　　　　　 FAX

　　　メールアドレス

平成　　年　　月　　日

青森県農林水産部総合販売戦略課長　殿

青森県だし活協議会会長　印

上記の者から使用廃止届が提出されたので、通知します。